

季刊

労働おきなわ

2015 Summer

No.130



沖縄県商工労働部労働政策課

労働相談窓口

フリーダイヤル
0120-610-223

目次

◆ Relay Essay

那覇市議員 宮 城 恵美子…………… 1

◆ 平成26年度沖縄県労働環境実態調査の結果の概要…………… 2

◆ 第86回メーデー…………… 5

◆ 沖縄県ワーク・ライフ・バランス認証企業のご紹介…………… 6

◆ 平成27年度沖縄県委託訓練のご案内…………… 8

◆ INFORMATION

・ 沖縄労働局労働基準部監督課のお知らせ…………… 10

・ 高校生等を使用する事業主の皆さんへ…………… 11

・ 保育所に入所できないことを事由とする
育児休業給付金支給対象期間の延長について…………… 12

・ 妊娠・出産・育休などを理由とする
不利益取扱いの禁止…………… 13

・ 平成27年度全国安全週間の実施について…………… 14

・ 在日米軍従業員の事前募集（応募登録）について…………… 14

・ 平成27年労使関係総合調査の実施について…………… 14

・ ゆいワークのご案内…………… 15

◆ 労働委員会だより…………… 16

◆ 労働相談…………… 17

◆ 沖縄県労働経済指標…………… 18



◀表紙の写真

エイサー

旧盆に旗頭を先頭とした青年男女の集団が、祖先の霊を供養するために太鼓や歌、はやしなどに合わせて祈願と演舞を繰り返す。地域の道を練り歩きます。勇壮に舞い踊るエイサーは沖縄の有名な伝統芸能の一つです。



「同一労働・同一賃金」の法制化を考えたい

那覇市議会議員、元琉大教員

宮城 恵美子 (内海)

日本の雇用において正規雇用と非正規雇用では待遇が全く異なる。最近、特に沖縄では若年者の50・4%が非正規雇用で働いている（平成26年沖縄雇用施策実施方針）。そのことは、将来に暗い陰を落としている。さらに女性の場合、非正規雇用者が多く離婚率も高い。シングルで子育てする家庭の非正規雇用問題、貧困層増加の問題は深刻である。

日本では企業、特に大企業の正社員になれば基本的に給料は下がらないし、福利厚生面でも手厚い。よほどの悪事でも働かない限り正社員は解雇されることはない。一方で非正規雇用者の場合は、正社員と同様にフルタイムの仕事をしていても賃金は正社員に比べてはるかに低く福利厚生もないかわずかで、昇進も昇給もなく、景気の変動を受け解雇もされやすい。

長年「同一労働・同一賃金」を求める声があがってくるが変化の兆しが見られない。同じ労働同じ価値の仕事をしているのならば同じ待遇にしなければ、社会の公平性が失われ、人々の社会的連帯感も損なわれる。「同一労働・同一賃金」を個々の企業の姿勢に委ねるのではなく、国による規制によって法を制定し、罰則規定をも設け、法令違反企業は社名公表など社会的にダメージをうけるようにしないといけない程に状況は深刻であり、雇用問題、労働問題は殊に悪化しているのではなからうか。

企業が非正規雇用であっても正社員と同じ待遇の労働者を処遇すべきと法制化すれば、企業内の新たな努力が始まっていくものと思われる。よく日本国憲法は「企業の門の前で止まる」と言われる。人権が企業には無いとのことである。労働者間に壁を作り、人間の尊厳を失わせる構造がある。今こそ人間らしい生き方を取り戻したい。

十年前にオランダの労働環境を連合沖縄の皆さんと視察したことがある。オランダでは「同一価値の労働であれば、パートタイムもフルタイムも賃金は同じ」で、人々が仕事を分かち合いながら、失業者も減らしていた。家族単位で見れば夫婦「2人分」の労働者が「1・5人分」の家庭収入で満足し、生活も楽しむ、ワークライフバランスが実現していた。管理職であってもパートタイマーが増えているとのことであったが、それは昇進含めすべてが平等だからである。給料の違いは、労働時間によるのみである。公務員の窓口や警察官にもパートタイマーが多く、長年勤めた公務員でも、短時間に変更して生活を優先する人もいる。子育てなど家庭時間が多く必要な場合は申請して短時間労働になるし、働く時間を多くしたければまた申請すれば良い。柔軟にパートタイムとフルタイムを変換出来る。人生を考えて働き方を選択しているのである。もうそろそろ我々も新たなルール作りに向けて知恵を働かして行こうではありませんか。

平成26年度 沖縄県労働環境実態調査の結果の概要

<目的>

本県の労働環境に関する事業所調査及び経営者・従業員・業界団体等に対するヒアリング調査を実施するとともに、高い離職率の理由や正規雇用を妨げる要因など現状分析を行い、産業ごとの課題を明らかにし、雇用の質の向上に向けた効果的な施策事業の展開に資することを目的とする。

<調査概要>

I 事業所及び従業員調査

ア 調査対象：県内事業所の13,576事業所及び当該事業所の従業員

(平成24年経済センサスにおける62,977事業所から産業中分類別事業所比率を基に無作為に抽出)

イ 有効回収数：2,537事業所(回収率18.7%)、従業員5,741人

ウ 調査項目：従業員の数、雇用形態、休業制度、人材育成制度、離職者数、従業員の満足度など

エ 調査期間：平成26年9月12日～10月31日

II 経営者等ヒアリング調査

ア 経営者、使用者団体及び労働組合に対する聞き取り

イ 経営者ヒアリングを実施した事業所の従業員及び県内大学生に対するグループインタビュー

主な調査結果

1 労働条件通知書の交付状況

労働条件通知書を交付していない事業所は57.2%となっている。従業員規模が小さい事業所ほど交付していない割合が高い傾向にあり、5人未満の事業所では78.5%、5～10人未満の事業所では56.4%となっている。

業種別にみると、交付していない割合が高い業種は、「生活関連等」(87.2%)、「宿泊・飲食」(79.9%)、「電気・ガス等」(70.7%) などとなっている。

2 就業規則の作成状況

就業規則を作成していない事業所は32.4%となっている。従業員規模が小さい事業所ほど作成していない割合が高い傾向にあり、5人未満の事業所では56.6%、10～30人未満の事業所では11.4%、30～100人未満の事業所では1.1%となっている。

業種別にみると、作成していない割合が高い業種は、「宿泊・飲食」(63.9%)、「生活関連等」(59.0%)、「不動産業等」(50.0%) などとなっている。

3 年次有給休暇

(1) 年次有給休暇制度の有無

年次有給休暇制度のない事業所は37.4%となっている。従業員規模の小さい事業所ほど制度のない割合は高い傾向にあり、5人未満の事業所では61.1%であるのに対し、30～100人未満の事業所では2.5%となっている。

業種別にみると、制度のない割合が高い業種は、「宿泊・飲食」(68.8%)、「生活関連等」(63.9%)、「不動産業等」(45.5%)などとなっている。

(2) 年次有給休暇の取得率

年次有給休暇制度のある事業所において、一事業所当たりの年次有給休暇の平均付与日数は15日であるのに対し、平均取得日数は9日となっており、取得率は59.1%となっている。

業種別にみると、取得率の低い業種は「卸・小売業」(47.5%)、「宿泊・飲食」(47.9%)、「建設業」(49.9%)などとなっている。

4 育児休業

(1) 育児休業制度の有無

育児休業制度を採用していない事業所は48.6%となっている。従業員規模が小さい事業所ほど採用していない割合は高い傾向にあり、5人未満の事業所では73.3%であるのに対し、100～300人未満の事業所では3.0%となっている。

業種別にみると、採用していない割合が高い業種は、「宿泊・飲食」(80.5%)、「生活関連等」(72.1%)などとなっている。

(2) 育児休業の取得率

育児休業制度を採用している事業所のうち、直近1年間の出産者数に対する育児休業取得者数の割合(取得率)は92.4%となっている。必ずしも従業員規模と相関はないが、300人以上の事業所の取得率は96.3%と高い水準となっている。

5 サービス残業

サービス残業があったと回答した従業員は10.7%となっている。従業員規模別にみると、30～100人未満の事業所では15.6%、100～300人未満の事業所では16.7%と比較的高く、5人未満の事業所では7.8%となっている。

業種別にみると、サービス残業があったとする割合が高い業種は、「学術研究等」(17.1%)、「教育、学習支援業」(17.0%)、「医療・福祉」(14.3%)などとなっている。

6 女性管理職割合

課長相当職以上の、管理職全体に占める女性の割合は14.7%となっている。女性管理職割合の高い業種は「医療・福祉」(40.5%)、「生活関連等」(35.7%)、「学術研究等」(17.8%)などとなっている。一方、女性管理職割合の低い業種は「電気・ガス等」(3.5%)、「複合サービス業」(4.3%)、「運輸・郵便業」(4.9%)などとなっている。

7 職場満足度について

(1) 職場に対する満足度

「総合満足度」の満足度は62.7%となっているのに対し、「昇進・昇格」の満足度は41.6%、「自己の成長」の満足度は50.2%となっている。

「総合満足度」の不満度は6.8%となっているのに対し、「上司の管理・監督」の不満度は11.6%、「給与」の不満度は15.7%となっている。

(2) 雇用形態別の満足度

「総合満足度」の満足度は、「派遣労働者」(46.9%)、「契約社員」(57.7%)となっており、「正社員」(63.9%)、「パート」(65.4%)と比べ、5ポイント以上低くなっている。

「昇進・昇格」の満足度は、「派遣労働者」(18.8%)、「契約社員」(27.1%)、「パート」(34.2%)となっており、「正社員」(46.7%)と比べ、10ポイント以上低くなっている。

項目	雇用形態	満足度			
		サンプル数	満足	不満	無回答
1.仕事における達成感	全体	5,741	69.9	4.7	1.9
	正社員	3,579	72.1	5.0	1.4
	派遣労働者	32	59.4	0.0	3.1
	契約社員	461	66.0	5.9	1.5
	パートタイム	1,027	67.5	2.2	3.2
	その他	197	53.3	9.2	7.6
2.会社や上司からの評価	全体	5,741	54.5	5.1	3.4
	正社員	3,579	56.7	5.7	2.3
	派遣労働者	32	40.6	6.2	3.1
	契約社員	461	49.3	5.0	1.3
	パートタイム	1,027	53.9	3.3	4.7
	その他	197	33.0	4.0	19.8
3.仕事内容	全体	5,741	66.8	6.1	2.0
	正社員	3,579	67.5	6.7	1.2
	派遣労働者	32	53.2	6.2	3.1
	契約社員	461	65.1	5.0	0.7
	パートタイム	1,027	67.3	3.8	3.5
	その他	197	51.8	7.1	10.7
4.仕事に対する責任	全体	5,741	65.7	3.6	2.5
	正社員	3,579	68.3	3.9	1.6
	派遣労働者	32	56.2	0.0	3.1
	契約社員	461	63.4	4.0	1.1
	パートタイム	1,027	60.8	2.1	3.8
	その他	197	50.3	3.5	12.7
5.昇進・昇格	全体	5,741	41.6	9.0	4.8
	正社員	3,579	46.7	8.9	3.0
	派遣労働者	32	18.8	21.9	6.3
	契約社員	461	27.1	14.1	2.2
	パートタイム	1,027	34.2	7.2	7.5
	その他	197	17.8	5.1	27.9
6.自己の成長	全体	5,741	50.2	8.4	2.8
	正社員	3,579	51.2	9.3	1.8
	派遣労働者	32	46.9	6.3	3.1
	契約社員	461	46.4	10.2	1.1
	パートタイム	1,027	49.9	5.1	4.5
	その他	197	44.7	7.1	14.2
7.会社の方針	全体	5,741	50.8	11.5	3.1
	正社員	3,579	51.9	12.3	1.9
	派遣労働者	32	40.7	9.4	3.1
	契約社員	461	43.4	14.4	2.0
	パートタイム	1,027	52.5	7.9	4.6
	その他	197	34.5	9.7	17.8
8.上司の管理・監督	全体	5,741	54.8	11.6	3.4
	正社員	3,579	55.0	13.1	2.0
	派遣労働者	32	50.0	3.1	3.1
	契約社員	461	53.1	13.0	1.5
	パートタイム	1,027	58.5	7.3	5.1
	その他	197	33.5	10.2	21.3
9.上司とのコミュニケーション	全体	5,741	61.1	8.8	3.0
	正社員	3,579	61.5	9.7	1.8
	派遣労働者	32	65.6	9.4	3.1
	契約社員	461	59.4	11.1	0.9
	パートタイム	1,027	65.5	5.8	4.3
	その他	197	40.1	7.2	19.8
10.現在の雇用形態	全体	5,741	62.4	9.3	3.1
	正社員	3,579	65.8	8.6	1.8
	派遣労働者	32	31.3	28.1	3.1
	契約社員	461	47.5	21.1	1.1
	パートタイム	1,027	63.0	6.3	4.4
	その他	197	42.7	11.8	18.3
11.労働時間・休暇制度などの条件	全体	5,741	65.9	10.0	2.8
	正社員	3,579	68.2	11.2	1.5
	派遣労働者	32	56.3	3.1	3.1
	契約社員	461	68.8	10.2	0.9
	パートタイム	1,027	69.5	6.7	4.2
	その他	197	47.3	8.1	19.8
12.同僚との人間関係	全体	5,741	72.3	3.8	2.9
	正社員	3,579	73.2	3.9	1.8
	派遣労働者	32	65.7	6.2	3.1
	契約社員	461	76.2	3.9	0.9
	パートタイム	1,027	74.3	3.3	4.0
	その他	197	52.8	3.5	18.8
13.労働に対する安全衛生面	全体	5,741	69.0	4.8	2.8
	正社員	3,579	69.9	4.4	1.5
	派遣労働者	32	75.0	6.3	3.1
	契約社員	461	70.7	4.3	1.1
	パートタイム	1,027	69.5	4.2	4.7
	その他	197	51.2	6.1	17.8
14.給与	全体	5,741	54.5	15.7	2.5
	正社員	3,579	55.3	15.7	1.4
	派遣労働者	32	28.1	25.0	6.3
	契約社員	461	46.2	23.2	0.4
	パートタイム	1,027	60.0	11.9	3.8
	その他	197	34.0	17.2	18.3
15.総合満足度	全体	5,741	62.7	6.8	3.2
	正社員	3,579	63.9	7.0	2.2
	派遣労働者	32	46.9	6.3	3.1
	契約社員	461	57.7	9.3	1.3
	パートタイム	1,027	65.4	4.4	4.6
	その他	197	41.1	10.6	18.2

※調査結果については、「平成26年度沖縄県労働環境実態調査報告書（本編）」としてとりまとめ、下記ホームページに掲載しております。冊子の送付をご希望する場合は、下記連絡先までご連絡ください。

○沖縄県商工労働部労働政策課ホームページ内

<http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/rosei/kikaku/tyousa.html>

○連絡先

沖縄県商工労働部労働政策課 TEL:098-866-2366

第86回メーデー

労働者の祭典であるメーデーは、今年で86回を迎え、平成27年4月28日(火)から5月2日(土)にかけて、県内7会場で約2,200人が参加して開催されました。

連合沖縄のメーデーは、5月1日の中央式典を含む5会場で行われ、県庁前広場で開かれた中央式典には約700人が参加し、5会場合計では約1,600人の参加となりました。

「平和を守り、雇用を立て直す！みんなの安心のため、さらなる一步を踏み出そう！」をスローガンに開催された中央式典では、労働者保護ルールの改悪、年金積立金運用分配の改悪に反対し、働く人に報いる社会の実現を求めるメーデー宣言に続き、辺野古新基地建設の即時中止を求める特別決議が採択され、式典後は国際通りでデモ行進が行われました。

沖縄県労連のメーデーは、5月1日に那覇市与儀公園で開催され、約300人が参加。全港湾のメーデーは、5月1日に那覇市内で開催され約300人が参加しました。

(連合沖縄中央式典)



(県労連メーデー集会)



沖縄県ワーク・ライフ・バランス認証企業のご紹介

県では、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について企業の自主的な取組みを促し、労働者福祉の向上を図ることを目的として平成19年10月に「沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証制度」を発足しました。

ワーク・ライフ・バランス認証企業に認証されるための要件として、次世代育成支援対策推進法の“一般事業主行動計画の策定・届出”と「仕事と生活の調和に向けた」プラスアルファの取組みが求められます。

今回、新たに4社がワーク・ライフ・バランス認証企業に加わりましたので、それぞれの企業と取組みについて紹介します。



平成27年3月27日 認証交付式
(写真前列左から)

マルキ産業株式会社・株式会社前田産業・ウェルネスデンタルケア・仲本工業株式会社

認証第55号 株式会社仲本工業

【代表取締役】 仲 本 豊

【所在地】 沖縄市美里6丁目5番1号

【取組内容】

- ・女性社員の育休取得率100%
- ・社員の自発的な就学のための休暇制度あり
- ・ノー残業デーの推進
- ・年休の30分単位での取得が可能

【PR】 私たち仲本工業は、地域貢献を心がけています。
ボランティア活動や献血、工場見学会・インターンシップ受入を行い地域の皆様から信頼される企業を目指しています。

認証第56号 ウェルネスデンタルケア

【院長】 下地 隆之

【所在地】 浦添市港川1丁目2番6号

【取組内容】

- ・女性社員の育児休業の取得率 100%
- ・年次有給休暇を半日単位で取得可能
- ・ワークライフバランスを推進するための研修の実施
- ・小学校就学前の子を養育する社員に始業・終業時刻の繰上げを実施

【P R】 平成 27 年より、子育て期の職員に配慮し、診療時間と労働時間の見直しを行います。さまざまなイベントを開催して、地域の方々への啓蒙活動を行っています。

認証第57号 株式会社前田産業

【代表取締役】 前田 祐子

【所在地】 名護市宮里453番地1

【取組内容】

- ・年次有給休暇の時間（30分）単位での取得が可能
- ・配偶者産休補助休暇（有給）が3日間取得可能
- ・従業員満足度調査の実施
- ・教育プログラムや各種研修の実績、正規雇用への登用の取り組み

【P R】 経営理念として「社員幸福を実現します」を掲げ、従業員一人ひとりの持つ才能（長所）を伸ばすステージを与え、生き活きと働くことのできる企業風土を心がけています。

認証第58号 マル斗産業株式会社

【代表取締役】 森 永 浩 之

【所在地】 那覇市曙2丁目25番24号

【取組内容】

- ・女性社員の育児休業の取得率 100%
- ・年次有給休暇の半日単位での取得可能
- ・年次有給休暇取得推進の為メモリアル休暇制度の導入
- ・扶養家族の人数に応じた家族手当を支給
- ・資格・免許取得の際、やる気バックアップ給付金として助成金を支給

【P R】 環境に優しいエネルギー「LPガス」を通して沖縄県民の豊かな暮らしを支えます。平成 25 年にエコアクション 2 1 を取得。これからも環境負荷軽減に努めて参ります。

ワーク・ライフ・バランス推進に取り組むと、こんなメリットがあります!!



- 1 優秀な人材が確保できます！
- 2 社員のやる気を引き出し、生産性が上がります！
- 3 業務の見直し・効率化が図れます！



平成27年度 沖縄県委託訓練のご案内

県立職業能力開発校では、求職者の早期就職を支援するため、民間の専修学校等に委託して行う公共職業訓練を次のとおり実施しています。

受講申込みを行うには、公共職業安定所（ハローワーク）へ求職登録を行い、知識・技能等を習得して就職することを希望し、受講あつせんを受けることが必要です。

（受講料無料、テキスト代等は自己負担）。

1 一般求職者コース

就職に必要な知識・技能を付与するもので、座学を主とする訓練。

開講月	管轄	実施機関名	訓練科名	定員	実施地域	訓練期間
9月	浦添	エイティエス株式会社	OA経理販売科	30	那覇市	3か月
		学校法人フジ学園専門学校ITカレッジ沖縄	基礎から学ぶWebプログラミング科	24	那覇市	6か月
		株式会社東京リーガルマインド	基礎から学ぶ経理事務科	24	那覇市	3か月
		株式会社 PC-ワールド	IT基礎科	25	石垣市	3か月
		学校法人 石川学園	総務・経理事務スタッフ科	20	那覇市	3か月
		有限会社 創研	介護サービス科	20	宮古島市	3か月
	具志川	株式会社マレア・クリエイト	オフィス事務科	20	宜野湾市	3か月
		株式会社 十雨商事	介護福祉士実務者研修科	15	宜野湾市	6か月
		海邦電子ビジネス専門学校	医療事務養成科	22	うるま市	3か月
		那覇尚学院	オフィススペシャリスト科	20	沖縄市	5か月
10月	浦添	株式会社リレーションシップ	初心者から始める簿記・パソコン科	30	那覇市	3か月
		株式会社 琉球新報開発	ビジネス基礎研修科	20	那覇市	3か月
		株式会社ニチイ学館	医療事務・医師事務作業補助科	24	那覇市	3か月
		株式会社ワイズライン	デジタルオフィスワーク科	20	那覇市	3か月
		学校法人南星学園サイ・テク・カレッジ那覇	Webスペシャリスト科	18	那覇市	3か月
		公益財団法人 介護労働安定センター沖縄支部	介護サービス科(実務者研修)	30	那覇市	6か月
	具志川	有限会社ビーンズ	パソコンCAD科	14	沖縄市	3か月
		有限会社 エム・アイ・ジェイ・システム	医療事務スペシャリスト科	25	沖縄市	5か月
		株式会社ニチイ学館	介護職員養成科	20	沖縄市	3か月
		那覇尚学院	営業事務科	24	那覇市	3か月
11月	浦添	県知事認可 沖縄税務経理学院	OA経理事務科	20	那覇市	4か月
		株式会社 十雨商事	簿記IT科	20	那覇市	3か月
		株式会社 建築資料研究社	パソコンスキル基礎科	20	那覇市	3か月
		沖縄ウエル専門学校	Webクリエイター科	15	那覇市	3か月
		海邦電子ビジネス専門学校	IT経理スペシャリスト科	20	うるま市	3か月
		沖縄情報経理専門学校	情報ビジネス科	20	沖縄市	4か月
	具志川	専修学校サイ・テク・カレッジ	CADオペレーターOA科	15	宜野湾市	3か月
		エイティエス株式会社	OA経理販売科	30	那覇市	3か月
		株式会社ワイエムシー	パソコン・簿記入門科	20	那覇市	3か月
		株式会社ワイズライン	Webクリエイター養成科	20	那覇市	3か月
12月	浦添	株式会社 PC-ワールド	IT基礎科	25	石垣市	3か月
		有限会社 創研	ビジネスパソコン科	28	宮古島市	3か月
		株式会社 大賀企画	経理事務科	14	沖縄市	3か月
		株式会社フロムサーティ	流通ビジネスキャリア科	20	沖縄市	4か月
	具志川	沖縄情報経理専門学校	メディカルクラーク・医師事務作業補助者養成科	20	沖縄市	4か月
		沖縄情報経理専門学校 名護校	オフィスワーク事務科	20	名護市	3か月
		株式会社 琉球新報開発	ビジネス基礎研修科	20	那覇市	3か月
		株式会社ニチイ学館	医療事務・医師事務作業補助科	24	那覇市	3か月
		沖縄ウエル専門学校	ビジネスIT基礎スキル養成科	15	那覇市	3か月
		株式会社 日本教育クリエイト	介護スペシャリスト養成科	30	那覇市	3か月
1月	浦添	株式会社 マレア・クリエイト	オフィス国際科	20	宜野湾市	3か月
		海邦電子ビジネス専門学校	ビジネスワーク科	20	うるま市	3か月
		那覇尚学院	OAビジネス簿記科	20	沖縄市	3か月
		株式会社 日本教育クリエイト	介護スペシャリスト養成科	26	沖縄市	3か月

2 デュアルシステムコース

訓練導入講習、座学、企業実習の組み合わせによる訓練。

開講月	管轄	実施機関名	訓練科名	定員	実施地域	訓練期間
12月	具志川	株式会社ニチイ学館	介護職員養成科	20	沖縄市	4か月

3 母子家庭の母等コース

長期失業状態にある母子家庭の母や父子家庭の父等を対象とした準備講習付きの訓練。

開講月	管轄	実施機関名	訓練科名	定員	実施地域	訓練期間
9月	浦添	公益法人 沖縄県母子寡婦福祉連合会	介護サービス科総合科	20	那覇市	3か月
11月		株式会社 日本教育クリエイト	医療事務スペシャリスト養成科	20	那覇市	3か月

4 障害者の態様に応じた多様な委託訓練

障害をお持ちの方を対象とした、障害者の態様に応じた多様な訓練。

開講月	管轄	実施機関名	訓練科名	定員	実施地域	訓練期間
9月	浦添	有限会社 Commit	Office会計科	6	那覇市	3か月
		株式会社 ワイエムシイ	パソコンビジネス科	8	那覇市	3か月
10月	浦添	NPO法人 池田ふれあいガーデン	地域農業従事者訓練科	6	西原町	3か月
	具志川	株式会社 ハピネスハーブガーデン	実践能力習得訓練コース	2	宜野湾市	3か月
11月	浦添	株式会社 沖縄ダイケン八重山支店	ビルメンテナンス・清掃科	3	石垣市	3か月
	具志川	社会福祉法人 中陽福祉会	オフィスワーク基礎科	8	うるま市	3か月
12月	浦添	有限会社 Commit	Officeビジネス科	6	那覇市	3か月
		公益社団法人 沖縄県精神保健福祉会連合会	介護職員初任者研修科	6	南風原町	3か月
1月	具志川	株式会社 チャスキ	ITビジネス科	9	宜野湾市	3か月

- 定員に満たない場合は、開講しないことがあります。
- 訓練期間、定員等、記載されている内容に変更が生じることがあります。
- カリキュラム等の詳細については、各訓練実施先へお問い合わせください。

各訓練コースの詳細、応募資格、申込方法等の詳細については、沖縄県労働政策課のホームページ (<http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/rosei/kaihatsu/itakukunnrenn.html>) をご覧ください。

【問い合わせ先】

浦添職業能力開発校（南部・離島地区）	具志川職業能力開発校（中・北部地区）
〒901-2113 浦添市大平 531 番地 TEL : (098) 878-5627・879-2560 URL : http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/shokuno-urse/	〒904-2241 うるま市兼箇段 1945 番地 TEL : (098) 973-5954・973-6680 URL : http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/shokuno-gskw/

沖繩労働局労働基準部監督課のお知らせ

高度専門職・継続雇用の高齢者に関する無期転換ルールの特例について

労働契約法の改正により、平成25年4月から「無期転換ルール」が導入されています。

このルールは有期労働契約（“1年契約”“6か月契約”などの期間の定めがある労働契約のこと）の濫用的な利用を抑制し労働者の雇用の安定を図ることを目的に、同一の使用者と有期労働契約が「5年」を超えて繰り返し更新された場合に、労働者の申込みにより、無期労働契約に転換するというものです。

そして、平成27年4月1日に「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法」（有期雇用特別措置法）が施行され、高度な専門的知識等を有する有期雇用労働者及び定年後引き続き雇用される有期雇用労働者に対する「無期転換ルール」の特例が設けられました。

労働契約法や有期雇用特別措置法について、詳しくは、厚生労働省ホームページの“労働契約法の改正について～有期労働契約の新しいルールができました～”を御覧ください。

「働き方・休み方改善ポータルサイト」を御利用ください

適切な労働時間で働き、ほどよく休暇を取得することは、仕事に対する社員の意識やモチベーションを高めるとともに、業務効率の向上にプラスの効果が見込まれます。社員の能力がより発揮されやすい環境を整備することは、企業全体としての生産性を向上させ、収益の拡大ひいては企業の成長・発展につなげることができます。厚生労働省では「働き方・休み方改善ポータルサイト」を開設し、企業の皆様が自社の社員の働き方・休み方の見直しや、改善に役立つ情報を提供しております。沖繩労働局ホームページの「働き方改革」特設サイトも併せて御覧ください。

<http://work-holiday.mhlw.go.jp/about/index.html>（働き方・休み方改善ポータルサイト）

夏の生活スタイル変革（ゆう活）について

また、政府では、働き方改革の一環として、明るい時間が長い夏の間は、朝早くから働き始め、夕方には家族などと過ごせるよう、夏の生活スタイルを変革する新たな国民運動（ゆう活：ゆうやけ時間活動推進）を今夏より展開しています。企業の皆様におかれましても、夏本番を迎えるこれからの時期、「朝型勤務」や「フレックスタイム制」を活用するなど、実情に応じた労使の自主的な取組を可能な範囲で行うことが望まれます。



職場意識改善助成金制度について

この制度は、中小企業における労働時間等の設定の改善を通じた職場意識の改善を促進するため、職場意識改善に係る計画を作成し、この計画に基づく措置を効果的に実施した中小企業の事業主に助成金を支給するものです（平成27年度においては職場環境改善コース、テレワークコース、所定労働時間短縮コースの3つのコースがあります）。

詳しくは、厚生労働省ホームページからご確認いただくか、沖繩労働局労働基準部監督課（電話098-868-4303）へお問い合わせください。

高校生等を使用する 事業主の皆さんへ

～ 年少者にも労働基準法等が適用されます！ ～

高校生等の満 18 歳未満の年少者（以下「年少者」といいます。）を使用する場合にも、労働基準法等を守らなければなりません。

労働基準法では、年少者の健康及び福祉の確保等の観点から、その就業に様々な制限を設けて保護を図っています。このような趣旨を十分にご理解いただき、特段のご配慮をお願いします。
《労働基準法における年齢区分と保護規定の適用の有無》

年齢区分	主な保護規定												
	(※1) ①	②	③	④	⑤	⑥	○	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	○
	労働条件の明示	賃金の支払	労働時間	休憩時間	休日	未成年者の労働契約締結の保護	未成年者の賃金請求権 (第59条)	年齢証明書等の備付け	労働時間・休日の制限	深夜業の制限	危険有害業務の就業制限	坑内労働の禁止	帰郷旅費 (第64条)
児童（満 15 歳に達した日以後最初の 3 月 31 日が終了するまでの者）	⑫ 原則使用禁止（使用する場合には労働基準監督署長の許可が必要）												
	使用許可時	適用 (※2)											
年少者（満 18 歳に満たない者）	適用												
未成年者（満 20 歳に達しない者）	適用												
満 20 歳以上の者	適用												

※1 ①～⑫は次頁以降の項目番号に対応しています。※2 上記の対応する保護規定が適用されます。



● 生徒や周囲のみなさんへ
このリーフレットに記載されていることは、事業主の方はもとより、生徒や周囲のみなさんも十分に気をつけましょう。



厚生労働省 都道府県労働局 労働基準監督署

～育児休業給付金申請者及び事業主の皆様へ～

保育所に入所できないことを事由とする 育児休業給付金支給対象期間の延長について (お知らせ)

育児休業給付金は、1歳に満たない子を養育するために育児休業を取得するときに、1歳の誕生日の前々日まで支給されますが、保育所に入所を希望し申込みをしているが、入所できない等一定の要件を満たした場合には、最長6ヶ月を限度として支給対象期間を延長することができます。



保育所に入所できないことを事由とする延長対象要件

育児休業の申出に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、その子が1歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合に延長対象要件に該当します。

上記の条件を満たすためには

- ① 保育所への入所申込みを子が1歳になる前に行っていること
- ② 入所希望日は1歳の誕生日以前であることが、必要です。

【注意事項】

- ※1 入所申込みの時期や提出期限は市町村により異なりますので、出産後早めに市町村に確認してください
- ※2 市町村の取扱いにより、子が1歳以降にならなければ入所の申込みができない場合は、ハローワークにご相談ください。

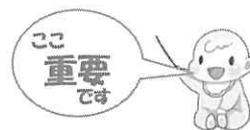


確認書類について

・市町村が発行した保育所の入所不承諾通知書（市町村により名称が異なります）など、1歳に達する日後の期間について当面保育所において保育が行われない事実を証明することができる書類が必要となります。

延長対象とならない事例

1. 市町村に問い合わせはしたが、途中入所は難しい状況又は定員超過のため次回の入所は困難であると説明を受け、入所申込みを行わなかった場合。
2. 保育所への入所希望日が、1歳の誕生日(※)の翌日以降となっている場合。
(入所申込書の提出期限は市町村により異なります。例えば、毎月1日の入所希望でなければ入所申込みの受付ができないところがあり、例えば、10月29日誕生日の場合、10月1日の入所希望でなければ、給付金の延長対象とはならないのでご注意ください。)



(※ いわゆる「パパ・ママ育休プラス制度」を利用する方は、別の取扱いになりますのでハローワーク窓口でご相談ください。)

妊娠・出産・育休などを理由とする不利益取扱いの禁止

事業主のみなさま

妊娠・出産・育休などを理由とする、解雇・雇い止め・降格などの不利益な取扱い（いわゆる「マタニティハラスメント」、「マタハラ」）を行うことは、法律で禁じられています。男女雇用機会均等法と育児・介護休業法では、以下のような「事由」を理由として「不利益取扱い」を行うことは違法となります

以下のような事由を理由として

妊娠中・産後の女性労働者の・・・

妊娠、出産 / 妊婦健診などの母性健康管理措置 / 産前・産後休業 / 軽易な業務への転換 / つわり、切迫流産などで仕事ができない、労働能力が低下した / 育児時間 / 時間外労働、休日労働、深夜業をしない

子どもを持つ労働者の・・・

育児休業 / 短時間勤務 / 子の看護休暇 / 時間外労働、深夜業をしない

不利益取扱いを行うことは違法です

不利益取扱いの例

解雇 / 雇い止め / 契約更新回数の引き下げ / 退職や正社員を非正規社員とするような契約内容変更の強要 / 降格 / 減給 / 賞与等における不利益な算定 / 不利益な配置変更 / 不利益な自宅待機命令 / 昇進・昇格の人事考課で不利益な評価を行う / 仕事をさせない、もっぱら雑務をさせるなど就業環境を害する行為をする

- 男女雇用機会均等法や育児・介護休業法の違反の要件となっている「理由として」とは妊娠・出産、育児休業等の事由と不利益取扱いとの間に「因果関係」があることを指します。
- 妊娠・出産、育児休業等の事由を「契機として」（※）不利益取扱いを行った場合は、原則として「理由として」いる（事由と不利益取扱いとの間に因果関係がある）と解され、法違反となります。

※ 原則として、妊娠・出産、育休等の事由の終了から1年以内に不利益取扱いがなされた場合は「契機として」と判断します。ただし、事由の終了から1年を超えている場合であっても、実施時期が事前に決まっている、又は、ある程度定期的になされる措置（人事異動、人事考課、雇い止めなど）については、事由の終了後の最初のタイミングまでの間に不利益取扱いがなされた場合は「契機として」と判断します。

お問い合わせは 沖縄労働局雇用均等室 TEL 098-868-4380

〒900-0006 那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎1号館3階

■ 詳しくは厚生労働省ホームページへ ■

◎雇用における男女の均等な機会と待遇の確保のために

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/danjokintou/index.html

◎育児・介護休業法・次世代育成支援対策推進法について

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/jigyou_ryouritsu/ryouritu.html

平成 27 年度全国安全週間の実施について

厚生労働省では、企業をはじめ関係各界での安全意識の高揚と安全活動の定着を図るため、平成 27 年 6 月 1 日から 6 月 30 日までを準備期間、7 月 1 日から 7 月 7 日までを安全週間として安全パトロール等を実施します。

- ◆スローガン◆ 危険見つけてみんなで改善 意識高めて安全職場
- ◆主 唱 者◆ 厚生労働省、中央労働災害防止協会

在日米軍従業員の事前募集（応募登録）について 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構 沖縄支部

1 応募資格

沖縄県在住の満 18 歳以上の方

2 応募方法

インターネット又は窓口のいずれか 1 回の応募で有効

インターネット エルモのホームページ <http://www.lmo.go.jp> を開き

【求人情報】の【沖縄県における事前募集】をご覧ください。

（スマートフォンはインターネット応募と同様）

窓口応募 指定の応募用紙に必要事項を記入のうえ、お申し込み下さい。

3 応募受付期間

インターネット 24 時間受付中（スマートフォン対応可能）

窓口応募 受付中

午前 9 時から午後 5 時 30 分

（但し土曜・日曜、祝日及び 12 月 29 日～翌年 1 月 3 日を除く）

4 窓口応募受付場所及び問合せ先

独立行政法人 駐留軍等労働者労務管理機構（エルモ）沖縄支部 管理課

沖縄県中頭郡嘉手納町字屋良 1058 番地 1 TEL 098-921-5532

平成 27 年労使関係総合調査の実施について

労使関係総合調査とは、「労働組合基礎調査」と「実態調査」の総称で、6 月末時点の労働組合の実態を調査します。

◆労働組合基礎調査◆

すべての労働組合を対象に、労働組合員数、加盟組織系統等を調査し、労働組合の組織の実態を明らかにすることを目的として実施します。

◆実態調査◆

毎年テーマを変えて実施しており、平成 27 年は労働組合と使用者間で行われる団体交渉、労働争議および労働協約の締結等の実態を明らかにすることを目的とした「労使間の交渉等に関する実態調査」を無作為抽出した労働組合に実施します。

両調査とも 7 月に厚生労働省と県が実施しますので、ご協力よろしくお願いたします。

・厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/13-23.html>

勤労者の労働意欲の向上、人材確保のために
福利厚生制度の導入を検討してみませんか？

個人経営や小さな会社でも
企業並みの福利厚生を可能に！



ゆいワーク

公益財団法人
沖縄中部勤労者福祉サービスセンター

サービス対象地域

・沖縄市 ・北谷町 ・うるま市
・北中城村 ・中城村

月々ひとり **1,000円**のご負担で
多様なサービスが受けられます。

「加入してよかった」という会員のお声：

- 事業主も同じサービスが受けられるのがいい
- 職場で同僚とのコミュニケーションが増えた
- 定期的に情報が届くので役に立っている
- 家族と楽しく過ごす時間が増えた



加入できる方 ◆サービス対象地域内で働いている方（事業主を含む）
◆サービス対象地域に在住し、他市町村で働いている方。

ただし、週 20 時間以下の勤務、退職・離職予定の方、短期契約の方等、一部加入できない場合があります。

企業（事業主）にとって入会のメリットは・・・

- 事業所単独では難しい福利厚生制度を簡単に導入でき、企画や手配等の手間も軽減できます。
- 税制面でお得！事業主が負担した会費は損金または必要経費として計上できます。
- 定期健診の補助を受けることも可能です。
- 共済会・互助会のアウトソーシングにもお得です。



地域密着型のサービス！ 日頃からいろいろ使えて便利！

- ①コンサートやイベントチケットなど通常料金よりお安く購入できます
- ②ボウリング大会やバスツアーなどお気軽に参加できます。ご家族も割引が受けられます。
- ③健康診断・人間ドック受診への助成で、健康維持管理も安心！
- ④結婚・出産・勤続・お子様の入学等のお祝金や傷病休業見舞金など約 30 種類の共済給付金事業
- ⑤会員証提示で割引や特典のあるお店や施設もあります。

会員随時募集中！！

資料のご請求・お問い合わせは

ゆいワーク

☎098-929-4001

(公財) 沖縄中部勤労者福祉サービスセンター
〒904-0014 沖縄市仲宗根町 35 番 8 号

<http://www.yuiwaku-oki.jp>

ゆいワーク

検索



あっせん員候補者について

今回は、「あっせん員候補者」についてご紹介します。

労働者と使用者の間に労働条件等をめぐる紛争が起り、労使間の話し合いで解決できない場合に、沖縄県労働委員会では、労働者、使用者のどちらか一方または双方からの申請により、紛争解決を図るための「あっせん」を行っています。

「あっせん」は、「あっせん員候補者」の中から当委員会会長が指名した「あっせん員」が行います。当委員会では、原則として三者構成(公益・労働者・使用者委員各1人)により、あっせんを行います。

あっせん員候補者とは、学識経験を持つなど、労働争議の解決に大きな役割を果たすことが期待できる者で、当労働委員会では、現職の委員や事務局長等に当委員会の総会の議決を経て委嘱しています。

また、事務局では、「あっせん員候補者名簿」を常時備え付けて利用者の便宜を図るとともに、名簿の記載事項に変更があった場合は、随時訂正しております。

あっせん員候補者名簿

(平成27年5月18日現在)

区分	氏名	現職	履歴(前歴)	委嘱年月日
公益委員	ふじた ひろみ 藤田 広美	弁護士、琉球大学大学院法務研究科教授	東京地方裁判所判事	平成23年12月15日
	はると きびひこ 春田 吉備彦	沖縄大学法経学部教授	沖縄大学法経学部助教授	平成23年4月14日
	みやお なおこ 宮尾 尚子	弁護士	那覇家庭裁判所判事	平成23年12月15日
	てるや けんいち 照屋 兼一	弁護士	弁護士	平成25年12月16日
	うえず じゅんこ 上江洲 純子	沖縄国際大学法学部准教授	沖縄国際大学法学部講師	平成25年12月16日
労働者委員	たから けいいち 高良 恵一	日本労働組合総連合会沖縄県連合会	日本労働組合総連合会沖縄県連合会	平成25年12月16日
	ますたはら たつひこ 益田原 辰彦	沖縄電力関連産業労働組合総連合会長	沖縄電力関連産業労働組合総連合事務局長	平成23年12月15日
	すながわ やすひろ 砂川 安弘	情報産業労働組合連合会沖縄県協議会議長	情報産業労働組合連合会 沖縄県協議会幹事	平成24年10月18日
	なかむら のぶまさ 仲村 信正	日本郵政グループ労働組合 沖縄地方本部特別執行委員	日本労働組合総連合会 沖縄県連合会会長	平成25年12月16日
使用者委員	やましろ まさる 山城 勝	一般社団法人沖縄県経営者協会常務理事	一般社団法人沖縄県経営者協会 事務局次長	平成25年12月16日
	やすだ いくお 安田 幾夫	株式会社琉球銀行代表取締役専務	株式会社琉球銀行常務取締役	平成26年7月10日
	やましろ ひろみ 山城 博美	琉球海運株式会社代表取締役社長	琉球海運株式会社代表取締役専務	平成25年12月16日
	うえず ともかず 上江洲 智一	久米島製糖株式会社代表取締役社長	久米島製糖株式会社専務取締役	平成25年12月16日
	みやぎ さとし 宮城 諤	沖縄ガス株式会社代表取締役社長	沖縄ガス株式会社常務取締役	平成25年12月16日
事務局	おおしろ れいこ 大城 玲子	沖縄県労働委員会事務局長	沖縄県子ども生活福祉部子ども福祉統括監	平成27年4月9日
	こうち ゐのり 幸地 稔	沖縄県労働委員会事務局調整審査課長	沖縄県労働委員会事務局調整審査課審査監	平成25年4月11日
	たまよせ ひでと 玉寄 秀人	沖縄県労働委員会事務局調整審査課審査監	沖縄県総務部総務私学課文書法規班長	平成27年4月9日

★☆☆事務局から一言☆☆★

労働委員会の手続きは無料です。あっせんの申請・手続に関する事等は、どうぞお気軽にご相談ください。「あっせん員候補者名簿」は、ホームページでもご覧いただけます。

お問い合わせ先 沖縄県労働委員会事務局(県庁2階)
TEL:098-866-2551 FAX:098-866-2554
ホームページ:インターネットで「沖縄県労働委員会」と入力検索
Eメール:aa160008@pref.okinawa.lg.jp

上司のパワーハラスメント

● 相談内容 ●

私の上司は、帰り間際に突然仕事を言いつけたり、仕事でミスをするると1時間くらい立たされたまま説教されたりします。子供の保育園への迎えもあり、とても困ります。

このようなことはパワーハラスメントだと思いますが、直接反論したりするとさらに大声をだしたりしますので、どうしたらよいかわかりません。

● 相談回答 ●

ポイント

- ・ パワハラ正しい知識をもちましょう
- ・ パワハラの解決の進め方について、会社の相談制を確認しましょう。
- ・ 周囲への協力依頼、外部の支援制度を活用しましょう。

☆パワハラの基本知識

パワーハラスメント（パワハラ）は、「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。」です（厚生労働省）

上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間等、様々な優位性を背景に行われるものも含まれます。

パワハラは6つの類型に分類されていますが、現実はその他の事例もあります。

- ① 身体的な攻撃（暴行・傷害）
- ② 精神的な攻撃（脅迫・暴言等）
- ③ 人間関係からの切り離し（隔離・仲間外し・無視）
- ④ 過大な要求（業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害）
- ⑤ 過小な要求（業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと）
- ⑥ ⑥個の侵害（私的なことに過度に立ち入ること）

判断基準は「業務の適正な範囲か」「職場環境を悪化させる行為か」です。

☆パワハラへの対応

パワハラ解決策として、次のことを確認します。

- ① 職場ではハラスメントの相談員が任命され、みんなに知らされていますか。
相談員が任命されているか会社に確認しましょう。任命されていなくても総務や人事課が担当していることもあります。
- ② 自分が受けている行為がパワハラかどうか確認してください。
業務の適正な範囲とでも、相手への言い方、表現方法も誤解を招くこともあります。乱暴に大声を出すなどは、職場環境を悪化させることとなります。パワハラは、身近な上司や先輩・同僚からの行為のため、直接「パワハラやめて下さい」と言いづらい面があります。一人で対処するより、職場の先輩や同僚、上司に影響のある管理者に相談してもよいでしょう。上司に「今日の業務予定を教えてください。今日で行う業務がありますか」など先手を打って予防策を講じることもできます。
また、管理者自身がパワハラ認識がないことも要因となりますので、会社にパワハラ研修を行うよう働きかけて下さい。研修はパワハラ予防策で最も効果的な方法という結果が出ています。

さらに問題が深刻な場合は、労働局企画室に相談することもできます。

沖縄県労働経済指標

項目 年月	常用労働者(規模5人以上)				失業者 数 (沖縄県)	完全 失業率 (沖縄県)	一般職業紹介状況(沖縄県)				消費者物価指数 H22=100	
	一般労働者		パートタイム労働者				有効			就職件数	那覇市	全国
	全国	沖縄県	全国	沖縄県	求職者数	求人数	求人倍率					
	千人	人	千人	人	千人	%	人	人				
平成15年	33,213	260,403	9,685	53,843	49	7.8	31,037	11,220	0.36	2,253	100.0	100.7
16年	28,921	277,660	9,470	77,476	49	7.6	32,501	12,979	0.40	2,464	100.1	100.7
17年	32,188	273,547	10,907	93,239	51	7.9	34,890	15,016	0.43	2,485	99.3	100.4
18年	32,445	271,386	11,089	98,683	50	7.7	33,741	15,454	0.46	2,560	99.1	100.7
19年	32,714	271,242	11,558	98,024	47	7.4	32,351	13,697	0.42	2,463	99.5	100.7
20年	33,216	278,941	11,738	92,260	48	7.4	30,790	11,574	0.38	2,178	101.6	102.1
21年	32,068	284,657	12,008	103,037	50	7.5	34,878	9,902	0.28	2,017	100.8	100.7
22年	31,861	277,746	12,284	112,022	51	7.6	37,416	11,567	0.31	2,079	100.0	100.0
23年	31,907	273,713	12,525	117,855	47	7.1	44,093	12,924	0.29	2,088	99.9	99.7
24年	32,591	274,754	13,166	119,329	46	6.8	36,526	14,515	0.40	2,176	99.6	99.7
25年	32,548	274,827	13,581	121,257	39	5.7	32,533	17,212	0.53	2,179	100.0	100.0
26年3月	32,380	270,838	13,648	117,358	35	5.2	31,830	22,488	0.71	3,077	100.6	101.1
4月	32,902	280,206	13,709	117,475	39	5.8	33,238	20,950	0.63	2,946	102.5	103.1
5月	32,974	277,950	13,838	119,311	36	5.4	32,040	19,497	0.61	2,389	102.9	103.5
6月	33,056	277,408	13,927	121,031	36	5.2	30,541	19,224	0.63	2,166	102.8	103.4
7月	33,065	273,372	14,037	129,303	41	6.0	29,587	20,243	0.68	2,091	103.1	103.4
8月	33,041	272,547	14,031	129,066	45	6.6	29,034	21,054	0.73	1,859	103.7	103.6
9月	32,984	274,299	14,073	125,255	41	6.1	29,119	21,817	0.75	2,141	104.0	103.9
10月	32,975	275,380	14,104	124,185	34	4.9	29,100	22,022	0.76	2,267	103.8	103.6
11月	32,998	274,188	14,201	127,064	36	5.2	27,737	20,715	0.75	1,674	103.3	103.2
12月	32,921	276,640	14,341	125,765	31	4.5	26,361	20,216	0.77	1,634	103.1	103.3
27年1月	32,836	270,500	14,373	131,483	35	5.2	27,254	21,724	0.80	1,690	102.6	103.1
2月	32,717	274,972	14,417	126,563	42	6.1	28,631	24,215	0.85	2,059	102.5	102.9
資料 出所	県統計課						沖縄労働局				県統計課	

項目 年月	労働時間の動き						賃金の動き					
	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		現金給与総額		定期給与		特別給与	
	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
平成15年	153.8	158.3	141.7	148.4	12.1	9.9	389,664	318,438	307,471	257,227	82,193	61,211
16年	153.3	154.1	140.9	144.8	12.4	9.3	376,964	281,400	299,380	235,425	77,584	45,975
17年	152.4	153.5	140.0	145.3	12.4	8.2	380,438	275,214	300,918	232,352	79,520	42,862
18年	153.5	155.3	140.6	147.0	12.9	8.3	384,401	278,588	302,746	234,846	81,655	43,742
19年	154.2	152.4	140.8	144.3	13.4	8.1	377,731	299,015	299,782	247,936	77,949	51,079
20年	153.0	152.0	140.1	143.9	12.9	8.1	379,497	297,971	300,694	247,577	78,803	50,394
21年	147.3	152.2	136.4	141.8	10.9	10.4	355,223	283,652	288,478	240,782	66,745	42,870
22年	149.8	151.7	137.8	142.1	12.0	9.6	360,276	272,493	291,210	233,064	69,066	39,429
23年	149.0	150.7	137.1	141.2	11.9	9.5	362,296	275,343	291,783	233,892	70,513	41,457
24年	150.7	150.6	138.5	141.0	12.2	9.6	356,649	264,102	289,794	224,699	66,855	39,403
25年	149.3	150.4	136.9	140.6	12.4	9.8	357,977	264,330	289,150	226,907	68,827	37,423
26年3月	147.3	152.1	133.9	140.4	13.4	11.7	310,777	251,296	291,439	233,053	19,338	18,243
4月	153.5	157.0	140.1	146.4	13.4	10.6	306,807	237,869	294,925	233,831	11,882	4,038
5月	147.5	149.6	135.0	139.4	12.5	10.2	301,208	230,206	290,762	229,129	10,446	1,077
6月	152.9	152.1	140.5	142.2	12.4	9.9	542,093	373,181	291,947	231,229	250,146	141,952
7月	155.6	152.5	143.0	141.9	12.6	10.6	423,174	285,702	291,859	230,315	131,315	55,387
8月	145.2	151.0	133.2	140.8	12.0	10.2	302,373	243,216	290,671	229,895	11,702	13,321
9月	148.2	149.6	135.8	140.0	12.4	9.6	298,197	229,606	291,686	229,111	6,511	495
10月	153.7	152.0	140.9	142.6	12.8	9.4	299,584	233,718	292,851	232,514	6,733	1,204
11月	149.1	147.9	136.1	137.8	13.0	10.1	312,692	235,382	292,376	232,073	20,316	3,309
12月	147.9	150.4	134.5	139.4	13.4	11.0	669,187	442,239	292,901	232,333	376,286	209,906
27年1月	141.4	144.9	128.7	134.3	12.7	10.6	296,696	229,263	286,003	227,810	10,693	1,453
2月	145.4	144.4	132.6	133.7	12.8	10.7	288,596	228,864	285,561	227,024	3,035	1,840
資料 出所	県統計課											

注) 有効求人倍率 年平均は原数値 月別は季節調整値

注) 賃金の動き、労働時間の動きの事業所規模は30人以上

注) 平成16年12月以前の季節調整値は新季節指数により改訂



「労働おきなわ」130号 ²⁰⁴
(琉球労働から通巻203号)

2015年6月30日発行

編集・発行／沖縄県商工労働部労働政策課
〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2
TEL(098)866-2366
FAX(098)866-2355

<http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/rosei/index.html>

発行人／屋宜 宣秀
印刷所／文字工房 ポスト
〒901-1111 南風原町字兼城631-1
TEL(098)889-6266
FAX(098)888-2297
